

平成 29 年 6 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

P E T ボトル事業部
(改定日：平成 28 年 12 月 8 日)

平成 29 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン (P E T ボトル)

市町村からの引き取りガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。平成 29 年度については、下記の基準を用います。

なお、P E T ボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他環境省令で定める行為(こん包：環境省令平成 18 年度第 35 号で規定)を行うことをいい、圧縮され、結束材でこん包されたものをバールと呼びます。

(1) バールに求められる性状

外観汚れ：外観の汚れがないこと。

安定性：運搬や移動作業中の荷崩れのないこと。

バラケ性：再生工場での解体が容易であること。

(2) バールの寸法、重量、結束材

バールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット (1,100mm×1,100mm 角) への適合性から、次の 3 種類の寸法を推奨します。

寸法※1	重量	結束材※2
①600×400×300mm	15～20kg	PP または PET バンド
②600×400×600mm	30～40kg	同上
③1,000×1,000×1,000mm	180～230kg	同上

※1 寸法欄の 600×400mm、1,000×1,000mm は、プレス金型の寸法を示しています。実際のバールの寸法は、これより多少大きくなります。

※2 従来の番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありませんので、できるだけ P P または P E T バンドを使用してください。

(3) バールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはバールの品質の良いことが重要な条件となります。目標とする良い品質として、次のようなモデル事例を推奨します。

項 目	規 格
① キャップ付きボトル	10%以下
② <u>容易に分離可能なラベル付きボトル</u>	<u>10%以下</u>
③ 塩ビボトル	0.5%以下
④ ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
⑤ 材質識別マークのない P E T ボトル	1%以下
⑥ ガラスびん	なし
⑦ アルミ缶・スチール缶	なし
⑧ 紙製容器	なし
⑨ その他の夾雑物	なし

以 上